別表十一の二の記載要領第一号を次のように改める。

１　この表は、法人が法第52条第２項又は第６項（一括評価金銭債権に係る貸倒引当金）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表十一の二の記載要領第二号中「第57条の９」の次に「（中小企業者等の貸倒引当金の特例）」を加え、同第三号を削り、同第四号を同第三号とし、同第五号を同第四号とする。

別表十一㈡の記載要領第二号⑻を削る。

別表十二㈡を次のように改める。